第２回さがみロボット産業特区協議会　次第

日時：平成 25 年５月１日（水）
15時30分～17時
会場：県庁本庁舎大会議場

１　開　会

２　議　事

(1)　地域協議会の規約改正等について

(2)　国との協議の進捗状況について

(3)　今後の事業展開について

(4)　部会の設置について

(5)　その他

３　閉　会

＜配布資料＞

資料１　さがみロボット産業特区協議会規約（改正案）

資料２　「さがみロボット産業特区」に係る国との協議の状況

資料３　「さがみロボット産業特区」平成25年度の取組について

資料４　「さがみロボット産業特区」の推進体制

資料１

さがみロボット産業特区協議会規約　（改正案）

（目的）
第１条　総合特別区域制度の活用により、生活支援ロボット産業をテーマに、「研究」、「開発」、「実証」、「普及」の環境づくりを進めることで、県民生活の安全・安心の向上及びさがみ縦貫道路沿線等地域への関連産業・周辺産業の集積を促進するため、総合特別区域法第42条に基づく地域活性化総合特別区域協議会として、さがみロボット産業特区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。
(1)　地域活性化総合特別区域の指定申請に関する協議
(2)　地域活性化総合特別区域計画の作成に関する協議
(3)　国と地方の協議会における国との協議への対応
(4)　認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
(5)　その他協議会の目的を達成するために必要な業務

（組織）
第３条　協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。
２　協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。
３　部会の設置に当たり、必要な事項は別途定める。

（会長）
第４条　協議会に会長１名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。
２　会長は、神奈川県知事をもって充てる。
３　会長に事故があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

（協議会の開催等）
第５条　協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。
２　会長は、協議に必要のある場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
３　緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、これをもって地域協議会の協議に代えることができる。

（議事録）
第６条　協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公表するものとする。
(1)　開催の日時及び場所
(2)　開催の目的及び協議事項
(3)　議事の概要及びその結果

（事務局）
第７条　協議会の事務を処理するため、神奈川県産業労働局内に事務局を置く。

（雑則）
第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

附　則
この規約は、平成24年９月10日から施行する。

附　則
この規約は、平成25年５月１日から施行する。

別表

アズビル(株)
グローウィング(株)
サーボランド(株)
ソニー(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
パナソニック(株)
マイクロテック・ラボラトリー(株)
三菱重工業(株)
(株)横浜銀行
学校法人幾徳学園（神奈川工科大学）
学校法人北里研究所（北里大学研究支援センター）
学校法人慶應義塾（慶應義塾大学）
学校法人湘南工科大学（湘南工科大学）
学校法人東海大学（東海大学・医学部付属病院）
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会
寒川町商工会
座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

さがみロボット産業特区協議会規約　新旧対照表

改正案	現　行
さがみロボット産業特区協議会規約	さがみロボット産業特区協議会規約
（中略）	（中略）
（事務局） 第７条　協議会の事務を処理するため、神奈川県産業労働局内に事務局を置く。	（事務局） 第７条　協議会の事務を処理するため、神奈川県商工労働局内に事務局を置く。
（中略）	（中略）
別表	別表
アズビル(株)	アズビル(株)
グローウィング(株)	グローウィング(株)
サーボランド(株)	サーボランド(株)
ソニー(株)	ソニー(株)
ダブル技研(株)	ダブル技研(株)
日産自動車(株)	日産自動車(株)
パナソニック(株)	（追加）
マイクロテック・ラボラトリー(株)	マイクロテック・ラボラトリー(株)
三菱重工業(株)	（追加）
(株)横浜銀行	（追加）
学校法人幾徳学園（神奈川工科大学）	学校法人幾徳学園（神奈川工科大学）
学校法人北里研究所（北里大学研究支援センター）	（追加）
学校法人慶應義塾（慶應義塾大学）	（追加）
学校法人湘南工科大学（湘南工科大学）	（追加）
学校法人東海大学（東海大学・医学部付属病院）	（追加）
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会	伊勢原市商工会
寒川町商工会	寒川町商工会
座間市商工会	座間市商工会
綾瀬市商工会	綾瀬市商工会
愛甲商工会	愛甲商工会
城山商工会	城山商工会
津久井商工会	津久井商工会
相模湖商工会	相模湖商工会

藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

附　則

この規約は、平成24年９月10日から施行する。

附　則

この規約は、平成25年５月１日から施行する。

藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

附　則

この規約は、平成24年９月10日から施行する。

（追加）

「さがみロボット産業特区」に係る国との協議の状況

資料２

No	提案事項名	現行の規制・制度の概要と課題	本件の提案概要	所管省庁の見解	今後の対応方針
1	薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和 （厚生労働省）	臨床研究に薬事法未承認医療機器を提供するには、医師等が主体的に臨床研究を実施する必要があるため、企業等のロボット関連技術を用いた医療機器の開発が進まない。	ロボット関連技術を用いた医療機器について、企業側からの提案に基づき、医師協力の下、未承認医療機器を用いた臨床研究を可能とする。	規制緩和は困難 （現行制度の中で対応）	引き続き協議 （書面でさらに主張）
2	医療機器製造販売承認までの期間の短縮 （厚生労働省）	医療機器製造販売の承認申請に使用できるデータは、薬事法の治験によるものしか認められておらず、治験前に実施した臨床研究のデータを活用できないため、承認申請までの期間が長期化している。	未承認医療機器の臨床研究データを承認申請に活用できるようにする。	規制緩和は困難	引き続き協議 （書面で他の迅速化策を要請）
3	医療機器の製造販売承認に係る優先審査の実施 （厚生労働省）	医療機器を製造販売するには、（独）医薬品医療機器総合機構の審査を受け、厚生労働大臣の承認を得なければならないが、審査には長期間を要している。	特区内でのロボット関連技術を用いた医療機器に限定した上で、（独）医薬品医療機器総合機構の優先審査を実施する。	規制緩和は困難 （現行制度の中で県の取組には協力）	引き続き協議 （書面で他の迅速化策を要請）
4	電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和 （総務省）	がれきに埋もれた人の捜索・救出に有効な超広帯域（ＵＷＢ）無線システムの周波数帯や場所が制限されているため、ロボットの実証実験を効果的に行うことができない。	利用できる周波数帯や場所を拡大する。	規制緩和は困難	引き続き協議 （書面でさらに主張）
5	電波出力の上限引上げ （総務省）	免許を要しない無線局（特定小電力無線局）は空中線電力の上限が定められており、屋内など遮蔽物がある場合、ロボットからの電波が対象者まで届かない。	免許を要しない無線局（特定小電力無線局）の空中線電力の上限を倍に引き上げる。	規制緩和は困難	引き続き協議 （書面でさらに主張）
6	電波法に係る手続きの簡略化 （総務省）	電波を利用した実験を行う際の免許手続きについては、手続き完了まで４～８週間かかり、機動的な実証実験の実施が妨げられている。	特定実験試験局に準じた手続きとして、予備免許と落成検査を省略することで、手続き完了までの期間を１～２週間に短縮する。	規制緩和は困難	引き続き協議 （書面でさらに主張）
7	道路交通法などでの公道実験の制限の緩和 （警察庁）	道路交通法第77条第１項により、道路の使用については許可申請が必要であるが、ロボットの公道実験は実証実験と改良を繰り返すたびに許可申請を行わなければならず、臨機応変な実験が行えない。	同様の使用許可申請を繰り返し行わせるのでなく、届出で済むように、道路使用手続きを簡素化する。	規制緩和は困難 （現行制度の中で県と県警が調整し対応）	県と県警で調整 （不調の場合、再度国と協議）
8	農地転用に係る権限移譲 （農林水産省）	農地法第４条又は第５条により農林水産大臣が許可権限を有する４ha超の農地転用について、大臣・知事の双方が関与することから手続きに時間を要する。	当該転用許可について都道府県知事に権限を移譲する。	規制緩和は困難 （県で再度検討）	引き続き協議 （書面でさらに主張）
9	農地転用に係る国の関与の廃止 （農林水産省）	農地法第４条又は第５条により都道府県知事の権限である農地転用のうち、４ha以下２ha超のものについて、農林水産大臣との協議が必要とされているため手続きに時間を要する。	当該協議を廃止する。	規制緩和は困難 （県で再度検討）	引き続き協議 （書面でさらに主張）
10	区域区分等に関する都市計画と農林漁業との調整措置に係る基準の明確化 （農林水産省）	区域区分等に関して県と地方農政局との間で行われる「農林漁業調整」の際、国の判断基準が明確に示されていないため、判断の基礎となる資料の的確な作成・提出が困難であり、手続きが長期化している。	国土交通大臣（又は、委任を受けた地方整備局長等）と農林水産大臣（又は、委任を受けた地方農政局長等）が連携して予め明確な判断基準を策定しておくこととする。	対応は困難 （省庁が現行法の中で代替措置を検討）	引き続き協議 （書面でさらに主張）
11	市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和 （国土交通省）	市街化調整区域内での開発許可については、都市計画法第34条各号により限定されており、工場及び研究所の開発について、地域の実情や社会情勢の変化に即応できていない。	対象地域を限定した上で、ロボット関連産業の工場については許可対象とする。また、研究所についても立地を促進するため、同様の扱いを行う。	規制緩和は困難 （他地域に影響がなければ検討可能）	引き続き協議 （書面でさらに主張） ※　併せて県版特区での対応を検討
12	市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止 （国土交通省）	市町村が地区計画の都市計画決定を行う場合には、都市計画法第19条第３項により都道府県知事への協議が義務付けられており、町村の場合にはこれに加えて都道府県知事の同意も必要とされている。手続きのさらなる円滑化・迅速化のためには、都道府県協議の廃止が必要である。	特区内の工業系用途地域や特定保留区域等における地区計画の決定に限り、都道府県協議を廃止する。	規制緩和は困難 （省庁から代替案を示すかは検討中）	引き続き協議 （書面でさらに主張） ※　認められない場合は県版特区で対応
	都市再生土地区画整理事業の拡充 （国土交通省）	補助対象事業の要件として「直前の国勢調査に基づくＤＩＤに係る地区」であることが求められているが、本特区内では、この要件がネックとなり補助を受けられない工業系区画整理事業が存在している。	この要件を「ＤＩＤに隣接する地区」を含むよう緩和し、特区内の工業系区画整理事業を促進することで産業適地の創出を行う。	補助は困難	引き続き協議 （書面でさらに主張）

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 1	提案事項	薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和

制度概要	課題	本県の提案概要
厚生労働省の通知では、臨床研究への薬事法未承認医療機器の提供は、医師等が主体的に臨床研究を実施する場合にしか認められていない。	優れたシーズを持つ企業等が臨床研究の主体となることで、製品化を意識した研究が可能となるが、医師等の主体しか認められていないため、企業によるロボット関連技術を用いた医療機器の開発が進まない。	治験に至らないロボット関連技術を用いた医療機器の開発段階で、企業側からの提案に基づいて、医師協力の下、未承認医療機器を用いた臨床研究を行うことを可能とする。

【協議内容】

本県の主張

○　医師が主導の臨床研究では、医師は中小企業等と接点が少ないため、企業側から積極的に働きかけないと、優れたシーズを持つ中小企業等の技術が埋没してしまう。
○　また、医師が興味を持ちにくい医療機器の場合、現在の制度では開発が進めづらい。
○　優れたシーズを持つ中小企業等が主体となり、積極的な提案に基づいて、製品化を意識した臨床研究が可能となれば、企業によるロボット関連技術を用いた医療機器の開発が進む。
○　医師に関心を持ってもらうため、地域協議会が大学や企業等の優れたシーズを集め紹介・マッチングの機会をつくりたいが、薬事法に違反しないと理解してよいか。
○　臨床研究においては、被験者の保護（健康被害への補償）が大切であり、その負担を医師、病院に負わせると医師主導の臨床は進まないので、企業が負担することも認めてほしい。

所管省庁の見解

○　ロボットには薬事法にかからないものも多く見込まれる。規制を回避した方が、特区での目的をスムーズに実現できるのではないか。
○　現行法では、医師主導で臨床を行わなければならないのは確かだが、医師と企業が連携して取り組むことを否定するものではない。
○　企業のシーズと医師のマッチングについては、直ちに薬事法違反になるとは言えない。企画内容を見せてもらえれば助言できる。
○　健康被害への補償を企業が負担できるかについては、所管課に問い合わせてほしい。

内閣府コメント

○　規制緩和は難しいが、現行制度の中で相談して実現を図っていくということかと思う。

今後の対応

○　今後書面で協議を行っていく中で、臨床で健康被害が発生した場合の補償金を企業が負担することについての可否などを確認し、企業と医師の連携による臨床の具体的な進め方について検討していきたい。併せて、薬事法の規制を回避できる方策を検討していきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 2	提案事項	医療機器製造販売承認までの期間の短縮

制度概要	課題	本県の提案概要
医療機器製造販売の承認申請に使用できるデータは、薬事法の治験によるものしか認められないため、治験前に実施した臨床研究のデータを活用できない。	医療機器製造販売の承認申請に使用できるデータは、薬事法の治験によるものしか認められないため、高水準の臨床研究を行ったとしても、治験として同様のデータを収集する必要があり、承認申請までの期間が長期化している。	ロボット関連技術を用いた未承認医療機器の治験前の臨床研究データを承認申請に活用できるようにする。

【協議内容】

本県の主張

○　治験前の臨床研究の有効なデータが承認申請に活用できず、開発者側にとって迅速な開発に結びついていない。
○　臨床研究の「質の担保」が重要であることは認識しているが、ICH-GCPに準拠した範囲内で行う臨床研究については、認めていただきたい。

所管省庁の見解

○　こちらが定めた基準に沿ってデータを揃えていただかないと受け付けられない。
○　ICH-GCPなどの水準をもって未承認医療機器の臨床研究データの質が担保できるものではなく、個々にチェックすることが必要である。

内閣府コメント

○　規制緩和は難しいが、現行制度の中で相談して実現を図っていくということかと思う。

今後の対応

○　今後書面協議を行う中で、手続を迅速化する方策を検討していくとともに、「薬事法等制度改正についてのとりまとめ」で本件の要望と同様な見直しが位置付けられているため、その動向を注視していきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 3	提案事項	医療機器の製造販売承認に係る優先審査の実施

制度概要	課題	本県の提案概要
薬事法第14条第７項の規定に基づく医療機器の優先審査制度は、承認申請された医療機器が、①希少疾病用医療機器、②その他の医療上特に必要性が高いと認められるものに該当する場合に、他の医療機器の審査に優先して審査を行う。	医療機器を製造販売するには、（独）医薬品医療機器総合機構の審査を受け、厚生労働大臣の承認を得なければならないが、審査には長期間を要している。	ロボット関連技術を用いた医療機器に、（独）医薬品医療機器総合機構の優先審査を実施する。

【協議内容】

本県の主張

○　審査には長期間を要することから、優先審査を認めてもらえれば、企業にとってのインセンティブは大きい。
○　案件を地域協議会で厳選し、真に早期の対応が必要なもののみを優先審査の対象とするなど、他の審査に影響しないような配慮は行っていく。
○　人員が不足して審査に時間がかかっているということであれば、地域の負担で審査員を増員し、他の案件の審査期間には影響を与えずに、本特区の案件のみを審査することが可能かを検討いただきたい。

所管省庁の見解

○　他の審査案件もある中で、それらを飛び越えて審査するにはそれなりの理由が必要になる。特区だから優先してほしいというのは難しい。
○　地域で人件費を負担して審査を早めてはとのことだが、人材育成やマネジメントなど審査員以外でもマンパワーが必要になるほか、本省で審査会に諮る期間なども考慮すると、増員すれば単純に審査が早くなるというものではない。
○　審査期間を若干短縮するより、開発期間が短くなるよう早い段階から出口戦略を踏まえた相談体制を整える方が企業にとって魅力的ではないか。そうしたことなら厚生労働省としても協力できる。

内閣府コメント

○　規制緩和は難しいが、現行制度の中で相談して実現を図っていくということかと思う。

今後の対応

○　今後書面協議を行う中で手続の迅速化を求めつつ、企業に対する相談体制の整備を進めていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 4	提案事項	電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和

制度概要	課題	本県の提案概要
超広帯域（ＵＷＢ）無線システムで利用できる周波数帯や場所が制限されている。	ＵＷＢの屋外での使用が認められていないため、ＵＷＢレーダーでがれきや建物内の被災者を探索するロボットの実証実験を行うことができない。	利用できる周波数帯や場所を拡大する。

【協議内容】

本県の主張

○　ＵＷＢ無線システムで利用できる周波数帯は、3.4～4.8GHz、7.25～10.25GHz、24.25～29GHz、場所は屋内のみに制限されている。
○　ＵＷＢレーダーの性能は周波数によっても変わり、がれき内部を精度良く探索するには、3～10GHzが適していると考えている。具体的には、規制により利用できない4.8GHz～7.25GHzについて拡大していただきたい。
○　また、現行法では利用場所が屋内に限定されているため、がれき等を屋内に設置して実証実験を行う必要があり、効果的な実証実験を行うことができない。
○　実用化にあたっては全国での規制緩和が必要になるだろうが、それ以前に実験すらさせてもらえない現状がある。まずは特区内での実験によりデータを収集することで、全国での規制緩和にもつなげていきたい。

所管省庁の見解

○　山奥などに場所を限定したとしても、接近してくる移動無線局もある中で、他への干渉を完全に避けるのは難しい。また、電波が上空にしか漏れないケースであっても、宇宙からの微弱電波をキャッチするような場合への干渉が無いとは言い切れない。
○　何にせよ、電波利用の申請があった場合には、関係する電波の使用者全てにその都度意見照会を行い、影響がないかを調査する必要がある（10万件以上となる）。
○　将来実用化を考えているのであれば、特区制度ではなく総務省の審議会で議論して、全国的な規制緩和を目指すべきではないか。

内閣府コメント

○　現状では規制緩和は難しいということかと思う。

今後の対応

○　今後書面での協議を行っていく中で、屋外での実証の実現に向けた方策（例えば、屋外にシールドハウス的なカバーを設置して実証を行う）を引き続き検討し、規制緩和につなげていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 5	提案事項	電波出力の上限引上げ

制度概要	課題	本県の提案概要
無線従事者の資格を持たない人が利用できる無線局（特定小電力無線局）は空中線電力の上限が小さく定められている。	無線を利用するロボットでは、特定小電力無線局であることが必要となるが、建物内などでは壁等の遮蔽物でデータ通信に支障をきたすことがある。	免許を要しない無線局（特定小電力無線局）の空中線電力の上限を倍に引き上げる。

【協議内容】

本県の主張

○　生活支援ロボットでは使用者が無線従事者の資格を持っていないことがほとんどであり、資格の無い人が利用できる特定小電力無線局であることが必要となる。
○　特定小電力無線局は、用途と周波数帯ごとに出力の上限が定められている。例えば医療用テレメータでは、400MHz帯で0.01Wの上限となっている。
○　電波は、周波数が低い方が曲がりやすく遠くまで届くが、単位時間に伝えられる情報量が少なくなる。例えば動画を離れたところに伝えるには、2.4GHz程度ないと難しい。
○　鉄筋コンクリートの建物では電波は届きにくい。現在行っているプロジェクトでは、400MHz帯で0.01Wしか使用が認められていないが、できれば倍の0.02Wは出力が欲しい。

所管省庁の見解

○　特定小電力無線局の場合、他の免許を有しない無線局に影響を及ぼす可能性がある。ＵＷＢ等と異なり、影響を事前に調査することすらできないため、干渉を完全に防ぐ手段は総務省でも思いつかない。
○　総務省としても、出力の上限設定にあたって十分実験・検討は行っており、緩和できるところは既に緩和している。これ以上の緩和はできない。

内閣府コメント

○　現状では規制緩和は難しいということかと思う。

今後の対応

○　今後書面での協議を行っていく中で、引き続き、出力の上限引上げに向けた要請を行っていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 6	提案事項	電波法に係る手続きの簡略化

制度概要	課題	本県の提案概要
電波を利用した実験を行う際の実験試験局の免許手続きは、４～８週間かかる。	手続き完了まで４～８週間かかると、機動的な実証実験の実施が妨げられる。	特定実験試験局に準じた手続きとし、予備免許と落成検査を省略することで手続き完了までの期間を１～２週間に短縮する。

【協議内容】

本県の主張

○　実験試験局の免許手続きは、免許申請、審査、予備免許、落成検査、免許と進み、通常、４～８週間を要する。
○　地域で使用されていない周波数帯を利用する「特定実験試験局」では、実験試験局の手続きにおける予備免許、落成試験を省略できるため、処理期間が１～２週間と大幅に短縮される。
○　特区区域における実験試験局の免許手続きを、この特定実験試験局に準じた手続きとし、実証実験を速やかに開始できるようにすべきである。
○　想定している無線設備は特定小電力（例えば2.4GHz帯0.01W以下）程度など出力が小さいものである上、総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者による事前検査を行うなど他の無線局への影響は最小限にできると考えている。

所管省庁の見解

○　実験試験局で具体的にどのような試験を行うか、どの周波数帯を使用するか等といったことが明らかにならなければ判断できない。
○　通常４～８週間かかるものを短縮してほしいとのことであったが、案件によっては、そもそも２か月程度で手続きができるかどうかも含め、お約束できない。

内閣府コメント

○　現状では規制緩和は難しいということかと思う。

今後の対応

○　今後書面での協議を行っていく中で、手続を迅速化する方策について引き続き求めていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 7	提案事項	道路交通法などでの公道実験の制限の緩和

制度概要	課題	本県の提案概要
道路の使用については許可申請が必要である。	同様の道路使用が繰り返し必要な場合でも使用許可申請を繰り返し行わなければならない。	同様の使用許可申請を繰り返し行う必要がある場合は、届出で済むように、道路使用手続きを簡素化する

【協議内容】

本県の主張

○　神奈川県での１回の道路使用許可日数は３日以内となっているが、その３日間の使用のために４～５営業日程度の手続期間がかかっている。
○　ロボットの実証実験では、実験と改良を繰り返し行うことが多く、同様な道路使用が繰り返し必要となる（６ヶ月程度繰り返した例もある）が、そのたびに手続に時間を要するため、円滑な実証実験が行えない。
○　道路使用を繰り返す場合、２回目以降は届出制とすべきである。その場合も、当初の許可を行う際に警察署長が使用状況を把握し、必要な指示を与えることとすれば問題はない。

所管省庁の見解

○　道路使用許可にあたっては、日々変化する交通状況や、周辺地域の状況等を考慮する必要がある。許可制を届出制にした場合、個別具体的な状況に対応する調整機能の低下が懸念されるため、対応することはできない。
○　現行の許可制度の中でも、警察署との事前調整を十分行うことにより、許可に係る期間の短縮、包括的許可といった神奈川県の要望を実現することが一定程度可能である。
○　個々の道路使用許可は、地元の状況を把握している各警察署長の判断で行うべきであり、警察庁が各県警へ指示を行うことはない。ただ、全国での許可の状況（許可日数が長い県もある）を神奈川県警に伝えるなど、協力はしていきたい。柔軟な対応は可能だと考えている。

内閣府コメント

○　今後は、本日のやりとりを踏まえ、神奈川県が県警察本部と具体的な調整を行っていくこととなる。

今後の対応

○　今回示された警察庁の見解を踏まえ、県と県警の間で手続期間短縮に向けて検討していく。十分な改善が見られない場合には、再度秋協議にエントリーしたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 8	提案事項	農地転用に係る権限移譲

制度概要	課題	本県の提案概要
４ｈａを超える農地転用については、農林水産大臣の権限とされている。	大臣・知事の双方が関与することから手続きに時間を要する。	当該転用許可について都道府県知事に権限を移譲する。

【協議内容】

本県の主張

○　平成19年度～平成21年度の「地方分権改革推進委員会」における勧告や昨年度の全国知事会からの提言を踏まえ、権限移譲を国自身が積極的に検討すべきである。
○　本県においては、「神奈川県土地利用調整条例」を制定・運用するなど、土地利用の整序や環境面への配慮を十分に行ってきたと自負しており、農地転用手続についても的確に運用してきた。ぜひ、神奈川県でモデル的に移譲を行っていただきたい。
○　また、全面的に移譲を行うことが困難であれば、国の関与は特に重要度の高い農地の転用のみとし、集団的農用地として保全すべき面積である20haや、第１種農地の要件である10ha等へ基準を引き上げることとしていただきたい。

所管省庁の見解

○　農地は食料の安定供給を図る基盤であり、食料生産にとって重要な要素であるため、大規模な農地に関しては国の関与が必要であり、権限移譲は難しいと考えている。
○　２ha、４haといった面積要件は、土地改良の作業効率や区域内の道路整備、水の手当てといった要素や、国庫補助・融資との関係などを考慮して定めている。あまり明確な理由ではないと思われるかもしれないが、食料自給率の確保に向けて、どこかには線を引いて国が関与していく必要がある。
○　手続の長期化傾向については農林水産省としても認識しているが、標準処理期間は６週間であり、知事認定でも差はない。

内閣府コメント

○　現状では規制緩和は難しいと思われる。神奈川県にだけ特に権限移譲を行うことのメリットや、予定している転用の規模などのデータを整理して再度相談してはどうか。

今後の対応

○　今後書面協議を行う中で、環境と産業のバランスをとった形の土地利用を進めていく旨をアピールしながら、引き続き規制緩和を訴えていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 9	提案事項	農地転用に係る国の関与の廃止

制度概要	課題	本県の提案概要
４ｈａ以下の農地転用は都道府県知事の権限であるが、うち２ｈａを超えるものについては農林水産大臣の同意が必要とされている。	農林水産大臣との協議が必要となり手続きに時間を要する。	当該協議を廃止する。

【協議内容】

本県の主張

○　平成19年度～平成21年度の「地方分権改革推進委員会」における勧告や昨年度の全国知事会からの提言を踏まえ、関与の廃止を国自身が積極的に検討すべきである。
○　本県においては、「神奈川県土地利用調整条例」を制定・運用するなど、土地利用の整序や環境面への配慮を十分に行ってきたと自負しており、農地転用手続についても的確に運用してきた。ぜひ、神奈川県でモデル的に協議の廃止を行っていただきたい。
○　関与せざるを得ないとしても、国の関与は特に重要度の高い農地の転用のみとし、一定程度面積要件を引き上げていただきたい。

所管省庁の見解

○　農地は食料の安定供給を図る基盤であり、食料生産にとって重要な要素であるため、大規模な農地に関しては国の関与が必要であり、廃止は難しいと考えている。
○　２ha、４haといった面積要件は、土地改良の作業効率や区域内の道路整備、水の手当てといった要素や、国庫補助・融資との関係などを考慮して定めている。あまり明確な理由ではないと思われるかもしれないが、食料自給率の確保に向けて、どこかには線を引いて国が関与していく必要がある。

内閣府コメント

○　現状では規制緩和は難しいと思われる。神奈川県にだけ特に関与を廃止することのメリットや、予定している転用の規模などのデータを整理して再度相談してはどうか。

今後の対応

○　今後書面協議を行う中で、環境と産業のバランスをとった形の土地利用を進めていく旨をアピールしながら、引き続き規制緩和を訴えていきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 10	提案事項	区域区分等に関する都市計画と農林漁業との調整措置に係る基準の明確化

制度概要	課題	本県の提案概要
県が都市計画決定を行う場合や、市町村が都市計画決定を行うにあたり県に協議を行う場合には、農政局への事前協議が必要とされている。	協議にあたっての国の判断基準が明確に示されていないため、判断の基礎となる資料の的確な作成・提出が困難であり、手続きが長期化している。	国土交通大臣（又は、委任を受けた地方整備局長等）と農林水産大臣（又は、委任を受けた地方農政局長等）が連携して予め明確な判断基準を策定しておくこととする。

【協議内容】

本県の主張

○　農政局との調整の中では、「都市計画運用指針」「都市計画と農林漁業との調整措置について」等に明記されていない要求（農振農用地の代替地確保）がなされ、手続が長期化している。
○　優良農地の確保に向けた調整は別途機会を設けて行うべきであり、個々の地区計画設定等に係る判断にあたって、当該土地以外の事情を考慮すべきではない。
○　適正な調整を行っているということであれば、協議記録を作成・公表するなど、透明性を確保してほしい。
○　「都市計画と農林漁業との調整措置について」では、関係機関と「密接な連絡をとり」、意向を「十分聴取する」、関係地方農政局と「十分意見調整を行う」といった文言が多用されているが、どの程度の対応を行えば「密接」「十分」等の要件が満たされるかが明示されていないため、的確な調整・資料作成等が困難な状況にある。また、農政局の担当者によって見解にバラツキがあるといったような事態を招いている。

所管省庁の見解

○　農林漁業調整の際の様式や記載例、必要となる資料のリストは作成しており、それに沿ってまとめてもらえれば、農林漁業調整は短期間で済む。
○　農林水産省としても、手続の迅速化は重要だと考えている。迅速化について通知を行ったり、農政部局が集まる場で研修したりしている。
○　農振農用地の代替地を要求することはない。かつて要求があったのだとしたら、それは適切でないと考える。今後、もし具体の事例について農政局からそうした話があれば、本省から指導を行うので相談されたい。
○　農政局が自治体から話を聞くときは、決められた様式や「設定調書」に基づいて、根拠をもって質問しなければならず、それ以外の要求はすべきでない。

内閣府コメント

○　農林水産省が問題のある事案について研修で周知する、農政局へ指導を行うなど、現行法の枠組みの中で対応する方向で検討してはどうか。

今後の対応

○　基準の明確化について書面協議で求めていくとともに、具体の案件において、農政局等がどのような対応を行うかを注視していきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 11	提案事項	市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和

制度概要	課題	本県の提案概要
都市計画法第34条第７号においては、市街化調整区域における工場の立地にあたり、既存の工場との密接な関連を有するもののみ開発許可可能としている。	工場及び研究所の開発について、地域の実情や社会情勢の変化に即応できていない。	対象地域を限定した上で、当該地域の実情等に応じた特定の産業に関連する事業の用に供する建築物について許可可能とする。 また、研究所についても立地を促進するため、上記と同様の扱いを行う。

【協議内容】

本県の主張

○　本特区では「オープンイノベーション」によりロボットを開発していくが、そのためには、円滑に技術連携が行えるよう、別の企業同士を近接地に立地させることが重要である。
○　別の企業であっても、技術連携を行うことをもって都市計画法第34条第７号の「密接な関連を有する」関係にある旨明記するなどして、市街化調整区域内の既存工場の近接地に立地できるような措置が行えないか。
○　また、開発審査会提案基準に入っている研究所についても、もう少し立地がしやすくなるよう、第34条に規定できないか。

所管省庁の見解

○　技術連携による研究開発に関して、全国的なニーズが明らかに出てくれば法改正等を行うことになると思うが、現時点ではそこまでは行っていないのではないか。まずは、都市計画法第34条第14号を使って開発許可を行えばよいのではないか。
○　産業のあり方が変わってきているというのであれば、その状況を踏まえて、もう少しやりやすい形を一緒に考えることはできると思う。ただ、総合特区制度の中で法の文言や解釈を修正するとなると、その効果が産業集積を目的としていない他の特区にも波及するのではと懸念している。

内閣府コメント

○　都市計画法第34条第７号の文言・解釈を変更することは今後の課題とし、当面は現行法の中で、第14号の規定に基づき対応する方向で調整することとしてはどうか。
○　特区制度で法改正を行う場合、効果が必ず他の特区に波及するかは今後確認する。

今後の対応

○　特区制度に関する内閣府の解釈を確認の上、都市計画法第34条第７号の改正あるいは解釈変更を求めていくが、同様の効果をスピーディに得られるよう、「県版特区」として開発審査会提案基準の改正を併せて検討していきたい。

実務者協議の概要

【申請内容】

No. 12	提案事項	市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止

制度概要	課題	本県の提案概要
市町村が地区計画を定める場合には、都道府県への協議が必要とされている。町村の場合にはこれに加えて都道府県知事の同意も必要とされている。	本特区においては、市町村が定める地区計画と都道府県決定の都市計画との整合性等を含む実質的な協議を、地域協議会部会において行うこととなるため、現行の法定協議を行うことは二度手間となる。	特区内の工業系用途地域や特定保留区域等における地区計画の決定に限り、都道府県協議を廃止する。

【協議内容】

本県の主張

○　本特区においては、市町村の地区計画に関する実質的な協議は地域協議会で行うこととなるため、市町村の地区計画と、県の整備・開発・保全の方針との整合性は担保される。地方分権の観点から、市町村の事務への県の関与は必要最小限に留められるよう、重複部分の解消を図るべきである。
○　本提案は特区内の特定保留区域等に範囲を限定して協議の廃止を求めるものであり、都市計画制度のあり方に大きな影響を与えるものではないと考えている。

所管省庁の見解

○　都市計画決定権限が市町村にあっても、広域調整は必要である。都市計画法第19条第３項は、同法の中でもかなり重要な部分だと考えており、廃止は難しい。
○　県と市町村で実質的な調整が済んでいるのであれば、協議そのものはスリム化してもらってよい。

内閣府コメント

○　廃止は難しいが、手続のスリム化は可能であると思われる。国土交通省からの代替案提示を求めるかどうかは今後検討することになる。

今後の対応

○　今後、内閣府の検討結果を踏まえて対応するが、協議の廃止が認められない場合は「県版特区」として、協議の大幅簡素化を検討したい。

実務者協議の概要

【申請内容】

（財政支援）	提案事項	都市再生土地区画整理事業の拡充

制度概要	課題	本県の提案概要
空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が貧弱で整備の必要な規制市街地等において、土地区画整理事業に対して補助を行う。	補助対象事業の要件として「直前の国勢調査に基づくＤＩＤに係る地区」であることが求められているが、本特区内では、この要件がネックとなり補助を受けられない工業系区画整理事業が存在している。	この要件を緩和し、特区内の工業系区画整理事業を促進することで産業適地の創出を行う。

【協議内容】

本県の主張

○　ロボット関連企業の立地の受け皿となる産業適地を創出していくためには、区画整理事業は有効な手段であり、本特区においても、積極的な区画整理事業を行っていく。
○　しかしながら、本特区内で施行を予定している土地区画整理には、適用できる補助事業がない。そのため、都市再生区画整理事業の採択要件を「ＤＩＤに係る地区」から「ＤＩＤに隣接する地区」に緩和していただきたい。
○　特定保留区域は、全ての地区がＤＩＤに隣接しており、また、将来において工場等を集積するなど都市的土地利用を行うことが予定されていることから、近い将来ＤＩＤ地区に含まれる蓋然性が高い。

所管省庁の見解

○　本件を含む「都市再生推進事業」の趣旨は既存市街地の再生であり、この制度の拡充により新たな市街地の整備に対する補助を行うことは難しい。
○　提案に近い形を実現しようとすると、国の中では「新市街地での工業団地造成に対する補助制度を新たに創設」という説明にならざるを得ない。そもそも、区画整理に補助を行う際の基本的な考え方は、「区画整理の中で行う公共施設整備に対して補助する」というもの。工業団地等に補助するのは難しい。

内閣府コメント

○　今後、今回のやり取りを踏まえた書面協議を行う方向で進める。

今後の対応

○　書面協議の中で再度論点を整理し、引き続き財政的措置を求めていきたい。

資料３

「さがみロボット産業特区」平成25年度の取組について

平成25年度の取組み

開発･実証、企業立地スキームの確立と実施

① 国との協議による規制緩和の実現や補助金の獲得
春と秋に実施される国との協議（秋は規制緩和のみ）を通じて規制緩和等の実現を図る。

② 重点プロジェクトの推進
「さがみロボット産業特区」の特徴的な案件を重点プロジェクトに位置づけ、案件ごとに実現プランを作成し、開発を促進する。

③ オープンイノベーションで共同開発を展開
県内中小企業の技術連携を促進するためオープンイノベーションの仕組みを構築し、現場のニーズを踏まえて開発テーマを選定・発信し、テーマに沿った共同研究を公募・実施していく。

④全国公募･モニター公募など新たな実証を実施
全国公募などで幅広く案件を募り、実証実験を実施していく。
出前実証実験や、公募モニターによる実証実験も検討する。

⑤ 大規模実証施設の確保
協力施設を発掘・調整するなどして、実証実験を行う際に利用可能な実証施設を確保する。

⑥ 企業誘致の充実
産業適地創出に向けた土地利用手法の確立や企業誘致策の強化により、ロボット関連産業の集積を促進していく。

露出度アップによる特区の浸透

⑦ 区域内にシンボル施設を整備
生活支援ロボットを活用する施設など、特区のシンボルとなり得る施設を検討・調整し、「シンボル施設」と位置づけ、広報していく。

⑧ 特区PR大使の任命等
ＰＲ大使や愛称・キャラクターなど、特区の効果的なＰＲに役立つシンボルを検討・公表する。

⑨ 地域の集客イベント等におけるロボット体験の実施
特区の区域内で実施されるイベント等において、展示可能な生活支援ロボットの実演等を行う。

	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
地域協議会 実証実験推進部会 産業集積推進部会	◎ ◎ ○ ○	(○) ○	○	(○) ○
総合特区計画	○ 認定申請	○ (変更申請)		○ (変更申請)
国との協議（規制緩和、財政支援、利子補給）	→	⇢	⇢	⇢
重点プロジェクト	→	→	→	
	調査･調整	実現プラン作成	実現プランの実施	
オープンイノベーション	→	→	→	
	ニーズ把握 テーマ発信	組み合わせる技術の分析、募集	開発に向けた共同研究	
公募型実証実験の実施	→	→	→	
	実施案検討	全国公募・審査・採択	実証場所の調整、実証（出前も）の実施 ※必要に応じて、モニターを公募	
実証施設の拡充	→	→	→	
	協力施設の掘り起こし・調整			
企業誘致の充実	→	→	→	
	企業誘致活動の実施			
シンボル施設の整備	○ HALセンター開所	→	→	
	シンボル施設の立地調整			
シンボルの確立	→	○ 任命	⇢	⇢
	ＰＲ大使調整	愛称･キャラクター募集の検討・実施		
イベントを通じた浸透	→	→	→	
	ブース･ロボットの無償提供を要請	協力会社の公募、協定	ロボット体験イベントの実施 ○ 青少年向けイベント	
特区間連携	→	→	→	
	「京浜臨海特区」との連携に向けた協議			
			⇢	⇢
			「つくば」との協議	

5年後の姿

「ロボット」＝「さがみ」の定着

重点プロジェクトについて

○　基本的な考え方

「さがみロボット産業特区」において実用化が期待される生活支援ロボットの開発案件のうち、特徴的なものを「重点プロジェクト」として位置づけ、積極的に取り組みを推進していく。

○　重点プロジェクトとしての位置づけを検討する視点

- 実用化が近く、早期に県民の目に触れる形で実証実験を行うことが可能なもの
- 実用化されることで、県民生活に大きなインパクトを与えることが期待されるもの
- 開発内容が報道されるなど、知名度が高く、対外的な発信力に優れたもの　など

○　重点プロジェクト（案）

- 手のリハビリを支援するパワーアシストハンド
- 荷重センサーによるベッドからの転落予知・予防システム
- マイクロ波を使った高齢者見守りシステム
- がれきに埋もれた被災者を探索するロボット
- 無人走行する災害状況自動調査車両
- 人の行きたい方向を察知し先導する盲導犬ロボット
- 目的地まで自動車を操作する自動運転システム

・
・
・
・

神奈川版オープンイノベーションについて

1　概　要

生活支援ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関がもつ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進する。

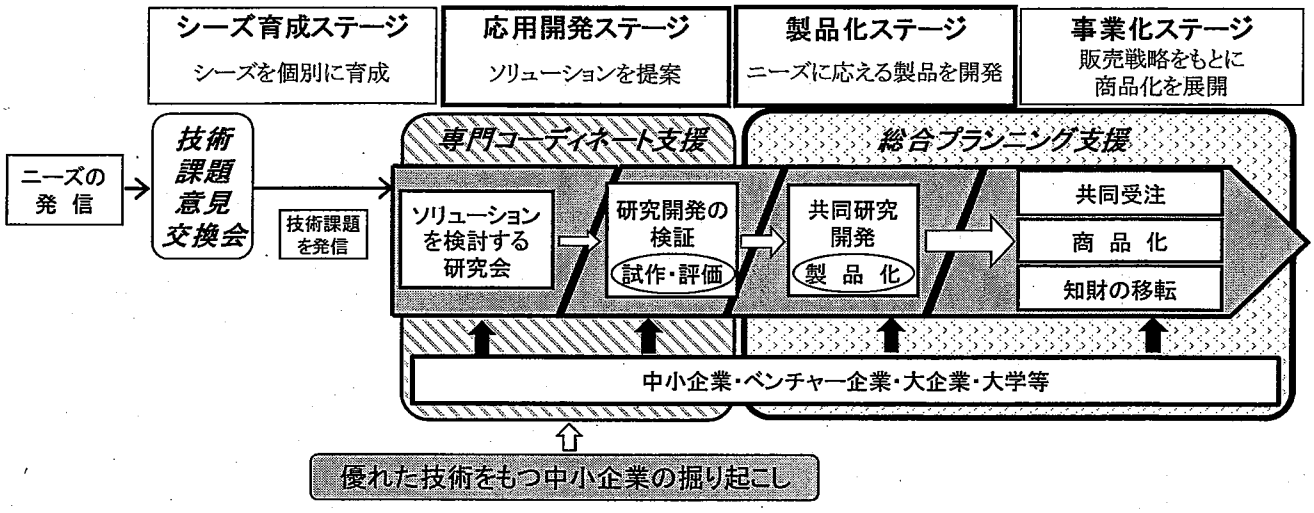

2　取組みの流れ

・ニーズの発信

「商品」として望まれる生活支援ロボットに関するニーズを調査、発信

・技術課題意見交換会

調査結果について必要な技術シーズの洗い出しを行い、技術課題として例示

・技術課題の発信

生活支援ロボットの技術課題の発信と研究会参加企業の公募

※ 公募に併せて優れた技術をもつ中小企業の掘り起こしを実施

・ソリューションを検討する研究会の開催

技術課題に関するフォーラムなどを通じ、共同研究開発をコーディネート

・共同研究開発

総合プランナーが事業スケジュールの策定を支援し、共同研究開発を実施

※ 国の「起業支援型地域雇用創造事業」等を活用した研究開発の後押しを検討中

【専門コーディネート支援】

シーズ等の資源の最適な組み合わせ提案し、製品化の可能性を向上

【総合プランニング支援】

知財戦略の策定等、分野特有の出口を見据え、課題と解決方法を提案し、事業化を支援

平成25年度　公募型「ロボット実証実験支援事業」

1　目　　的　「さがみロボット産業特区」の事業として実証実験を実施することで、普及に向けたニーズの掘り起こしや技術の改良を図り、生活支援ロボットの事業化を促進する

2　実施主体　地域協議会
協議会内に実証実験推進部会を設置し、実証実験をオペレートする（実務は、実証実験実行委員会を組み担当）。

3　事業の特徴　実証場所及びモニターの確保、ＰＲ機会の提供並びに総合プランナーによる助言など、事業化に必要となる支援

4　募集方法　特区ＨＰ、募集パンフレット及び記者発表による全国公募
（全国から募集を行うために、全国組織である日本ロボット工業会に協力を依頼する。）
※ 全国公募ではあるが、特区区域内の企業については実証場所に近いため、「実証実施の実現性」の点で審査上有利になる可能性あり

5　実施場所　原則として特区内

6　対象ロボット　介護・医療ロボット、高齢者生活支援ロボット、災害対応ロボット、その他の生活支援ロボット

7　経費の分担
（1）実行委員会（県）
保険料、会場使用料、会場保安員人件費、実験に伴う機器レンタル料、企業へのアドバイス料、モニターへの謝金、事務局経費等
（2）応募企業
ロボット改良費、運搬費、企業社員の人件費、実験に伴う機器購入費等

8　実行委員会（県）負担金の上限
500千円／件（予算総額：4,500千円、支援件数の目標：10件）

9　実証実験実行委員会に必要な機能

ロボット・実験に関する知見、ユーザーニーズに関する知見、地域の企業・施設・モニター候補の把握

10　事業の流れ（予定）

・第２回地域協議会

（地域協議会実証実験推進部会※を設置、事業実施の決定）

※　県、神奈川県総合リハビリテーション事業団、大学(1)、商工会・商工会議所(2)、市町(2)、JAXAにより構成

・実行委員会設立

・全国公募開始（約１か月間）

・実行委員会による審査会にて支援先候補を決定

・地域協議会実証実験推進部会にて支援先を決定、地域協議会に報告

・実行委員会と支援先の協議により実験計画を作成

・実証実験開始（状況に応じてキャラバン、モニター、公開実証を実施）

・地域協議会及び地域協議会実証実験推進部会にて成果報告

・別途セミナーにて成果報告会を実施

総合的な施策パッケージ

区分	支援措置	支援内容
立地支援	(新) 産業集積促進奨励金 ※平成25年度から受付	助成額：不動産取得税の２分の１相当額（上限１億円） 対　象：・ロボット関連産業（９市２町） ・ライフサイエンス産業（国特区） ・地域活性化のために知事が特に集積を目指すものづくり産業及び地域 （研究所・工場・本社） 要　件：①大企業は投資額30億円以上、常用雇用50人以上 ②中小企業は投資額0.7億円以上、常用雇用10人以上
	(新) 外国企業立地促進助成金 (6,000千円)	助成額：賃料月額の1/3、助成期間６か月（上限300万円） 対　象：外国企業(製造業・情報通信業)の生産拠点又は研究開発拠点 要　件：雇用者数５人以上、外資比率100％
	(拡) 産業集積支援融資 (133,435千円)	融資額：上限10億円（15年以内、事業費の80%以内） 対　象：設備投資等を行う中小企業者等 利　率：・ロボット関連産業（９市２町） ・ライフサイエンス産業（国特区） ・地域活性化のために知事が特に集積を目指すものづくり産業及び地域 （研究所・工場・本社） →年0.9%以内(当初５年間、６年目以降は年1.2%以内) ・基幹産業分野　（県全域） ・新規成長分野　（ 同上 ） ・いのち関連分野（ 同上 ） （研究所・工場・本社） →年1.5%以内
	(拡) 税制措置	軽減額：不動産取得税の２分の１ 対　象：基幹産業分野、新規成長分野、いのち関連分野
	県規制の緩和等 [県版特区の取組み]	環境アセスメントにおける手続きの簡素化や適用規模の見直し、土地利用調整条例や企業立地促進法による緑地率等の緩和などの検討
	(拡) 産業適地の創出	産業系特定保留区域での地元市町と連携した産業適地の整備促進や、県版特区等における規制緩和により、企業立地のための受け皿づくりを進める。
技術支援	共同研究開発助成制度	助成額：共同研究開発費の２分の１（上限５億円） 対　象：研究所を立地した企業が県内中小企業と共同して研究開発事業を行う場合に、費用の一部を助成
	産業技術センターによる支援	軽減額：手数料の２分の１ 対　象：産業技術センターにおける依頼試験
	(新) 神奈川版オープンイノベーションの構築	ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関が持つ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進するほか、機器の整備を行う。
	神奈川Ｒ＆Ｄネットワーク構想の推進	展示会等によるマッチング、オープンラボの設置、社会的課題に対応する研究会の立ち上げなど、技術連携を促進
人材支援	雇用助成制度 （中小企業対象）	助成額：１人30万円（法定障害者雇用率を超える１人目から） 対　象：新規雇用障害者 (新規雇用者能力開発助成制度は、１人当たり最大20万円)
	人材確保支援事業	県内理系教育機関等との求人求職のマッチング支援

注）９市２町･･･相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町

地域活性化総合特別区域計画の策定について

平成25年2月15日に地域活性化総合特区として指定された「さがみロボット産業特区」において、今後、具体に生活支援ロボットの実証実験や研究開発、関連企業の誘致を進めていくためには、総合特区における支援措置の活用を記載した地域活性化総合特別区域計画（以下、「総合特区計画」という。）を作成し、国の認定を受ける必要がある。

計画には、総合特区の名称、総合特区計画の実施が及ぼす経済的社会的効果などを記載するほか、規制の特例措置など、総合特区としての支援措置を活用して行う「特定地域活性化事業」を記載する必要がある。

○　総合特区計画の主な構成（案）

1　地域活性化総合特区の名称

さがみロボット産業特区

2　地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特区に及ぼす経済的社会的効果

総合特区の目指す目標、評価指標及び数値目標を記載

3　特定地域活性化事業の名称

・国との協議が整った規制緩和等を活用する事業について記載

・総合特区利子補給制度を活用する事業について記載

4　その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

一般地域活性化事業（生活支援ロボットの研究開発・実証実験案件など）、その他必要な事項（地域において講じる措置等）などについて記載

（参考）

事　務　連　絡
平成２５年４月２６日

指定地方公共団体　総合特区担当各位

内閣府地域活性化推進室

総合特別区域計画に係る第６回認定申請について

日頃から当事務局の地域活性化施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
以下に該当する指定地方公共団体におかれましては、「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」を参考に認定申請書を作成いただきご提出願います。

１．対象となる指定地方公共団体
総合特別区域法に規定された規制の特例措置、税制上の支援措置、金融上の支援措置を活用する事業に関する事項を定める指定地方公共団体

２．今回申請書の提出期限
平成２５年５月２日（木）から５月１７日（金）
※申請書受付後、必要な手続きを経て認定を行う予定です。

※税制上の支援措置を活用予定の自治体は既に計画書別紙の案を平成２５年４月２２日（月）までに内閣府に提出いただいたところですが、申請書の提出については、内閣府との調整を踏まえた上で、認定申請書をご提出いただくことになりますので、該当する指定地方公共団体におかれましては、ご留意願います。なお、詳細については、追って担当からご連絡いたします。

３．次回以降の申請スケジュール
原則として９月及び１月を目途に認定申請受付を実施予定。

４．作成時の留意事項
（１）国と地方の協議の結果、実施可能なことが明らかになった規制の特例措置の提案については、その内容を計画書の「４ⅱ）その他必要な事項」に記載してください。
（２）申請段階で明らかになっている地域独自の取組については、可能な限り記載してください。
（３）認定申請前に、認定計画を協議する地域協議会の開催が必要となります。今次はスケジュールの観点から、基本方針にある通りＩＣＴ等の活用が推奨されます（地域協議会規約との整合は確認してください）。なお、その具体的方法については各地域で検討してください。

資料４

「さがみロボット産業特区」の推進体制

さがみ縦貫道路沿線地域等における産業集積・研究開発の促進については、総合特区の推進組織である「さがみロボット産業特区協議会」を中心に取り組んでいく。

一方、研究開発や産業集積に関する既存の組織である「神奈川Ｒ＆Ｄ推進協議会」及び「神奈川県企業誘致促進協議会」は、全県を対象として取組みを推進していく中で、さがみロボット産業特区の取組みと連携を図っていく。

さがみロボット産業特区協議会

構成：企業、大学、商工会・商工会議所、市町、県など
活動：さがみロボット産業特区（対象地域…さがみ縦貫道路沿線地域等）の推進に関する協議、特区で実施する事業の進行管理など

【実証実験の促進】

実証実験推進部会（仮）

構成：協議会委員から状況に応じて選出
活動：生活支援ロボットの実証実験のコーディネート等に関する協議

※　事務局は、「ロボット実証実験支援事業実行委員会」

【産業集積の促進】

産業集積推進部会（仮）

構成：市町、県
活動：産業集積に向けた規制緩和等に関する協議

実証実験結果を研究開発に反映
↓
共同研究等の成果を実証実験案件として提供
↑

規制緩和等により企業立地を促進
↓
制度的な規制緩和の検討を要請
↑

神奈川Ｒ＆Ｄ推進協議会

構成：企業、大学、県など
活動：「神奈川Ｒ＆Ｄネットワーク構想」など全県的な県内企業の技術高度化の推進

神奈川県企業誘致促進協議会

構成：企業、団体、市町、県など
活動：全県的な企業誘致等の推進